

墓地に関する町の対応

●開発指導要綱

開発指導要綱は、手続きや公共公益施設等の整備基準等を定めているものであるが、墓地等においては、対象に含まれていなかった。

平成 27 年 9 月に要綱を改正し、墓地等についても対象とした。

●二宮町の開発事業における手続き及び基準等に関する条例

開発指導要綱は、法的な根拠がなく、努力義務を規定するにとどまっているものであることから、要綱を条例化することによって法的な拘束性を高め、本町での開発事業等における手続きや基準等を定めるとともに、町民・事業者・行政それぞれの責務を明確にし、三者が協力や相互に理解をしながら、本町の特性に応じた開発事業等の誘導を図っていくことを目的に条例を制定することになった。

また、現在は、条例(案)への意見募集が終わり、ご意見に対する町の考えをまとめており、平成 29 年度中に条例を制定する予定です。